

HuRP理事長の浦部法穂さんが講師となり、法学館憲法研究所で連続講座「世界史の中の憲法」が開講されます。

この講座は憲法とその基本的な内容について、その意義を歴史的に学び、本質的に理解するためのものです。

詳しくは次のURLをご覧ください。
http://www.jicl.jp/jimukyoku/backnumber/20061102_02.html

- 第1回「『憲法』という考え方の歴史」
2007年1月20日(土) 15時～17時
- 第2回「『人権』という考え方の歴史」
2007年2月17日(土) 15時～17時
- 第3回「『国民権』という考え方の歴史」
2007年3月17日(土) 15時～17時
- 第4回「『権力分立』という考え方の歴史」
2007年4月21日(土) 15時～17時
- 第5回「戦争と平和の歴史」
2007年5月19日(土) 15時～17時
- 第6回「国家と国民の歴史」
2007年6月16日(土) 15時～17時

我が家の重要判例 眺望権の保障を求めて

2006年、12月8日、我が家にとって非常に重要な判決が東京地裁で下された。

マンションの売主である住宅開発会社が、「隅田川の花火が見えます」と販売文句に謳いながら、近くに別のマンションを建て、居室から花火の観賞が出来なくなったというもの。判決は、「マンションを購入した夫婦は、花火大会が見られなくなり、相当の精神的苦痛を受けた」として、販売会社に損害賠償の支払いを命じた。

実は我が家も類似する内容で係争中である。まだ途上のため詳しく暴露することは避けるが、我が家の場合は「花火」ではなく「橋」である。長らく社宅生活を余儀なくされたため、リビングから見える眺望は、時には隣のマンションであり、酷いときには電車の線路ということもあった。そ

<講師>浦部法穂・名古屋大学教授(法学館憲法研究所首席客員研究員)

<会場>伊藤塾東京校541B教室

<講座受講料>

9000円(6回通し)

*法学館憲法研究所賛助会員・伊藤塾塾生および学生は7200円

1600円(各回)

*法学館憲法研究所賛助会員・伊藤塾塾生および学生は1200円

<定員>

1回あたり55人

<申し込み>

法学館憲法研究所事務局に、氏名、住所、電話番号、メールアドレスをご記入の上、お申し込みください。事務局から受講料のお支払い方法をご連絡します。

(定員になり次第締め切ります。法学館憲法研究所HPでご確認ください。もしくは研究所事務局にお問合せください。)

大川 仁(法学館憲法研究所事務室長)

ういう背景から自分で住宅を購入するときには、広々とした眺めの良い高層階が良いだろうという流れになっていた。

「橋」というのは東京湾を横断する「レインボーブリッジ」。特に夜景はライトアップがきれいであるということで購入の重要なポイントとなった。

私が購入したマンションの所在地は、いわゆる高級住宅地ではない。東京湾岸ベイエリアの再開発地域で、今こそ大型のショッピングモールなどが出来上がっているものの、少し前までは工場や造船所が林立する臨海工業地帯であった。それらをすべてぶっ潰し、マンションや商業施設を建て始め、今それがマンション販売ラッシュになっている。それが再開発というもので、まるでPCゲームのSim Cityのように変わり身の早いところである。(1橋)

みなさま、年始はいかがお過ごしでしたか。1月21日は、札幌で白鳥事件が起きた日です。ちょうど55年後にあたる今年、1月の最後の土日を使って、HuRPスタッフ6人が再び資料収集に札幌入りします。雪の事件現場の撮影も敢行予定。本当は、せっかくの北海道、美味しいものをいっぱい食べて、スキーでも楽しみたいところですが…それは次の機会に。それでは、行ってきます！ (彩葉)

特定非営利活動法人「人権・平和国際情報センター」(HuRP: ハープ)

Human Rights and Peace Information Center JAPAN (HuRP)

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-7-6 川倉ビル41号室 TEL&FAX 03-3234-3231

e-mail hurp@hurp.info HP http://www.hurp.info/



賛・助・会・員・へ・の・お・知・ら・せ

http://www.hurp.info/



あけましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお祈りします。

昨年は1年間、大変お世話になりました。今年も引き続き「白鳥事件アーカイブプロジェクト」、社会科学見学など、これぞ!と思ったことを、少しずつでも発信してゆきたいと思っています。今年もHuRPをよろしくお祈りします。



憲法の「還暦」

HuRP理事長・名古屋大学教授 浦部法穂

今年、日本国憲法が施行されてから60年という節目の年になります。憲法が「還暦」を迎えるというわけです。私事で恐縮ですが、じつは、私も昨年「還暦」に到達しました。人の人生で「還暦」といえば、そろそろ「たそがれどき」(?)という感じがなきにしもあらずですが、それでも、いまでは人の寿命も延びて、「還暦」くらいでは年寄り顔をさせてもらえないでしょう。

まして、憲法にとって60年というのは、まだまだ、せいぜい「思春期」くらいの年齢です。たとえば、アメリカ合衆国憲法は1788年に制定され、1791年にいわゆる「権利章典」と呼ばれる10カ条の修正条項が加えられて完成しましたが、その後さらにいくつかの修正条項が加えられつつ、200年以上を経たこんにちもなお、その命脈を保っています。また、フランスでも、1789年の「人権宣言」は、いまでも憲法の一部として有効なものとされています。さらにイギリスにいたっては、1215年のマグナ・カルタ(1297年に再確認されたもの)の一部がこんにちでも憲法の内容をなすものとして効力をもっています。

ところが、日本では、たった60年で、

「もう古くなったから全部ご破算にして新しいのを作ろう」みたいな鬱陶気が、なにやら勢いを増しつつあるようです。私は、なにも、憲法を変えること自体がそもそも悪い、などというつもりはありません。憲法の中身が、人々に幸せをもたらさない抑圧的なものだったら、そんな憲法はさっさと変えるべきだと思います。逆に、憲法の中身が、人々の人間らしい生活のための大切な価値を示しているものだったら、何十年、何百年前のものであると、維持すべきでしょう。

アメリカやフランスやイギリスが、200年以上前、あるいは700年以上も前の「古い」ものを、いまでも大切に維持しているのは、そこに、いまでも守るべき大切な価値が示されていると、人々が考えるからなのです。60年前に作られた日本国憲法の場合はどうでしょう。私は、そこに示された人権・平和という価値は、この先もずっと守られるべき、まさに普遍的な価値だと確信しています。

HuRPは、この確信を共有する人々の集いです。その活動を中心的に支えているのは20代、30代の若い世代の人たちです。こうした若い世代の人たちの活動の輪がもっともっと広がることによって、人権・平和を中核的な価値とする日本国憲法は、これからさらにその真価を発揮することになるはずで

■再審・白鳥事件
谷村正太郎弁護士に聞く vol.1

2006年11月20日(月)、東京合同法律事務所にて谷村正太郎弁護士を訪ねました。一度目の再審請求の際、事務局長を務められた谷村先生に、当時のことをお聞きしました。数回に分けてレポートします。(HuRP)

■白鳥事件に関わった経緯は。

弁護士になって、東京合同法律事務所に入った頃、芦別事件(*1)で、札幌の杉之原昇一弁護士の事務所に1、2月に一度行っていました。芦別事件と白鳥事件は、ともに杉之原先生が担当していたので(*2)、そこで知ったのが最初です。再審請求からは東京合同に事務局がおかれ、その事務局長になりました。それが申し立ての1年前です(1964年)。東京合同の伝統で、事務局長が一番若い人がやるということになっていたんですね。記録も全て読まなくてはならないし、勉強になるから、ということ。

当時、白鳥事件の二審判決(1960年)と上告棄却判決(1963年)を読みまして、ひどい論理だと思いました。札幌高裁の裁判官自ら「都合のよい素材のみを選んで組み立てた」という有名なフレーズ(*3)は、非常に衝撃的でした。弁護士になって2年目でしたが、裁判所は、正しい論理が通るところだと思っていましたから。

■当時の再審の状況は。

それ以前に再審が認められた事件は、吉田巖窟王事件、小平観音堂事件だけ、参考になる文献もありません。あるのは検察官が書いたもので、それを読むと、真犯人を見つけない限り、

再審なんてあり得ない、という感じでした。

■再審の準備は。

まず証拠として転向者の証言がありましたが、彼らは二重三重にガードされており、接触できないので、撤回させるのは無理でした。そして物証は、3発の弾丸のみです。人間はときどき嘘をつく、ものは嘘をつかない。調べれば証明できはずだ。物証をもって、いかに証明していくか、が戦略になりました。要するに、腐食の状態、そして線状痕の不一致でいかに偽証証言を破るか、ということです。

(*1) 芦別事件 白鳥事件と同じく1952年の7月29日、北海道の根室本線の芦別駅付近で起きた線路爆破事件。レッドパーズで解雇されていた元坑夫が逮捕・起訴された。二審・札幌高裁で無罪。

(*2) ともに杉之原先生が担当 同じ時期、同じ刑事部に白鳥事件と芦別事件が係属しており、裁判所の方から、両方いっぺんにやるのはあまりに大変なので、身柄を拘束している白鳥事件の審理を先に進行したいという提案があったという。谷村先生によると、「杉之原先生は、まことに超人的な活動をされていた」。

(*3) 有名なフレーズ この裁判の重要な柱と言える「1月4日の共同協議」について、村上氏のアリバイである学習会を認めざるを得なくなり、「学習会の前に、共同協議の会が開かれることも、必ずしも不可能ではない」と認定。そしてその後、「このような想定をたてることは、率直に言って、都合の良い素材のみを選んで組み立てた想定であるとの非難を受けなければならないと思われるが、経験則上、まったく許されない想定であると断定することはできないのである」というフレーズ。

(次号に続く)

●日本国憲法公布60周年企画●
「ブックマークの似合う本」
HuRP's selection vol.5



『戦争における「人殺し」の心理学』

デーヴ・グロスマン [著]
安原和見 [訳]

ちくま学芸文庫
2004年5月発行
定価 1575円(税込)

映画で戦争が描かれるとき、大規模な部隊が衝突する白兵戦は最も「盛り上がる」ところだ。ただ、「大河ドラマ」が理解できる程度には大きくなった子供の頃から不思議だったのは、「自分がその場に置かれたとき、本当に刃物や銃を持って戦闘などできるんかいな??」ということだった。画面の俳優達は躊躇なく戦闘に飛び込み、戦っている。しかし、自分を含めた大半の人間にリアルにそんなことができるとはとても思えなかったのだ。とはいえ一方で歴史の教科書を見れば、ほぼ全ての章に「〇〇戦争」が載っている。つまり、現実には戦争が起き「人殺し」が組織的行なわれてきたように見える。

本書は、このギャップに対する答を用意してくれた本だ。

ひどく単純化してしまうと、大半の戦争で、大多数の兵士は眼前の敵と戦うことを避けていた、従って、映画の戦闘シーンの殆どは正しくない、ということである。

米軍の将校で研究者でもある筆者は、戦闘という事実を、「道徳」や「感情」に振り回されることなく冷静に分析している。調査によると、第二次大戦の前線で米軍兵士は平均20%以下しか発砲していない。第一次大戦以前の戦争でも、当時の武器の殺傷能力をもとにしたシミュレーションと記録を比べるとやはり多くの兵士が「さぼっていた」、という研究を紹介している。

兵士が「さぼる」最大の原因は、人間にしみついていく同類を殺すことへの本能的な拒絶反応で、どんなに苛烈な訓練を施してもこれを消すことは難しい、というのが結論だ。考えてみれば全く普通の話だが、軍の建前と歴史家の勝手なイメージの相乗効果が、何千年も、こうした単純な事実を目を塞がせてきたという。

では「さぼっていた」兵士は何をしていたか、戦争のどのような状況で人殺しが起きていたか、第二次大戦後の主に敗北の軍がどのようにこれを「克服」したか、どこでそれが「成功」しどこで「失敗」したか、といった話が続き、それらも大変に示唆的だ。現在進行形のイラク派遣中の軍や派遣した国家(と社会)の行動を観察する際にも、日本や自衛隊の場合も含めて有効な視点を与えてくれると思う。

最後に一つだけ文章を引用しておこう:
「殺人への抵抗が存在することは疑いをいれない。…まぎれもなく存在するその力の確かさが、人類にはやはり希望が残っていると信じさせてくれる」。

人権・平和をめぐる主な動向

2006.12.22~2007.1.9

人権 Human Rights

4人の死刑を執行と法務省が発表
法務省は12月25日、4人の死刑を執行したと発表した。長勢法相の就任以来初めて。杉浦前法相が在任中に死刑執行命令書への署名を拒否したまま任期を終えたため、執行は南野法相時代の2005年9月以来、1年3カ月ぶりとなった。

名張事件再審開始決定(2006年12月2日、名古屋高裁)取消し
2006年12月26日午前10時、名古屋高等裁判所刑事第2部は、名張毒ぶどう酒事件異議申立審について、今回の異議申立審においても鑑定証人の尋問を行い、この尋問の中でも奥西勝さんの無実が一層明らかになったにもかかわらず、検察側の異議申立を認め再審開始を取消した。

<http://www6a.biglobe.ne.jp/~nabari/>
(名張事件東京守る会HP)

世界の人権状況をチェック
世界の人権状況が見られるデータベースの検索サイト「世界人権インデックス」ができた。覗いてみよう。

平和 Peace

防衛庁の「省」昇格等関連法が1月9日に施行
自衛隊の海外活動が本来任務とされるなど、「省」となることによる様々な「軍事」的活動が可能になる。

「基地はいらない、どこにも」
ドキュメンタリー『基地はいらない、どこにも』(46分)が完成。米軍再編の危険性と反対運動を描く。2006年12月制作/日本電波ニュース社、企画・制作:野田耕造、演出:小林アツシ。以下にて3150円(税込・送料別)で購入できる。

<http://www.ndn-news.co.jp/>



カラダに平和を 8
—自炊のスズメ—

れんこんとにんじんの甘口炒め

あけましておめでとうございます。先月はお騒がせしました。みなさまはお正月はどうすごしましたか? 私は実家に帰りました。実家に帰ったときはよく母親の料理するのを横で見ているのですが(言い訳ですが、お勝手が狭いので料理は手伝えないのです)、炒め物を見ると角切りの白いものが目につきました。じゃがいもにしては見た目が違うと思

い。「これ、じゃがいも?」と聞くと「ああ、これ、れんこんよ。」と母。ああ、そうか! れんこんをこういう風に切ってもいいんだと、目からウロコでした。

【材料】れんこん、にんじん、ごま

すりごま見えますか?



- 【手順】
1 れんこんは酢水(水でもOK)に30分くらいつけてアクをとる。
2 れんこん、にんじん共に同じ長さ、太さの大ききの角切りに刻む。
3 熱したフライパンに油を敷き、炒める。
4 砂糖を多めに、しお少々、しょうゆで味付け。最後にごまをパラパラと。

「れんこんは輪切り」という先入観をもっていると、違った切り方を見たときにそれがわからない、だから色々な方向から物事を捉えていこうと思ったのでした。(T本)